

		適正な工程管理の下に、年度内に完了検査を行うべきであった。 また、完成検査や手直しに要する期間を見込んだ工期を設定するべきであった。
教育局	深谷第一高校	平成21年2月にアームチェア(78,750円)を、同年3月にソファアーム(75,075円)を購入した。それぞれの価格が10万円以下のため、1者から見積書を徴収し随意契約を行った。 これら2点は同じ休養室に設置され、見積及び納品とも同じ業者から1か月以内に行われていた。 計画的な予算執行を心がけ、一括発注により2者以上から見積書を徴するべきであった。
教育局	不動岡高校	平成20年度の監視制御装置修繕工事(1,761,900円)の執行に当たり、緊急に修繕を行う必要があることを理由に1者による随意契約とした。 11月4日の設計図書の提示から11月14日の見積書提出日まで11日間の見積期間を設けており、複数業者による見積合わせが可能である。 また、見積書を徴した翌日の11月15日に予定価格調

教育局	松伏高校	書を作成していた。 事前に予定価格調書を作成した上で、複数業者による見積合わせをするべきであった。 平成20・21年度の業務委託契約の履行確認について、次の点で不適切であった。 1 20年度の空気環境測定業務委託(141,750円)の検査は、契約書により業務完了報告書を受理した日から10日以内に行うこととなっている。 8月31日に提出された報告書の検査が10月1日、10月31日に提出された報告書の検査が12月1日と、繰り返し遅延していた。 2 21年度の一般廃棄物処理業務委託(505,008円)の8月分の検査は8月31日に行なったことになっているが、当日、検査員は夏季休暇を取得していた。 3 20年度の樹木維持管理業務委託(378,000円)の完了通知書が10月27日に提出されたが、特段の理由もなく、検査は11月14日と遅延していた。
-----	------	--

埼玉県監査委員告示第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知並びに同条第10項の規定に基づき監査委員が添えた意見に対して、埼玉県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年12月15日

1 監査の結果「指摘」とした事項

対象機関	監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
環境部	資源循環推進	平成19年10月5日 「資源有効活用データベース事業」は、平成16年度にり	平成20年度から21年度(かけ)、情報データベーステ

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫  
埼玉県監査委員 米 田 正 巳  
埼玉県監査委員 田 中 龍 夫  
埼玉県監査委員 大 山 忍

<p>危機管理防災部</p>	<p>消防防災課</p>	<p>平成20年10月3日 (第2019号)</p>	<p>「第28回八都県市合同防災訓練会場設置業務」は、当初、平成19年8月7日に、予定価格約10,245千円で一般競争入札を行い、5者が参加したが、予定価格以内の入札者がいなかった。 このため3日後に、当初は一つの業務としていたものを「特殊造作物物設置・撤去」、「一般造作物物設置・撤去」、「会場設置・撤去及び運営業務」の3つに分け、見積り合わせを行った。3業務とも同一業者と契約をしたが、合計の契約額は当初より約2,000千円高い12,411千円であった。 この契約手続は、次の点で不適切であった。 1 随意契約に当たり、業務を3分割とする合理的な理由が認められない。 2 当初一括では、資材運搬費が525千円の積算であったが、分割後は、合計が1,575千円となるなど、予定価格が2,248千円上がった根拠が不明確である。 3 本業務は、例年行われているものであり、早期に当初入札を実施していれば、再度、一般競争入札を実施することも可能であった。</p>	<p>平成20年度に実施した「第29回八都県市合同防災訓練」に関する業務委託では、慎重な見積もりと準備を行った結果、7月30日に県内建設事業者を対象にした造作設置業務委託（落札額9,817,500円）を、8月8日にはいわゆるイベント業者を対象に設置・運営業務委託（落札額2,499,000円）の一般競争入札を行い、ともに1回目の入札で落札された。 さらに、平成21年度に実施した「第30回八都県市合同防災訓練」においては、一層の効率化・透明化を図り、一般競争入札で設置業務全般について早期に一括発注することとした結果、7月15日に入札を実施し（落札額12,360,000円）、7月28日に契約を締結して、9月2日に業務の完了を確認した。</p>
<p>教育局</p>	<p>岩槻北陵高校</p>	<p>平成21年3月6日 (第2061号)</p>	<p>サイクル関係情報及び不用品取引の情報データベースシステムを構築し、この3年間で開発・保守合わせて2千万円近い県費を投じて、リユース・リサイクルの促進を図ったものである。 この事業のうち、不用品取引に関しては、インターネット上の不用品オークションは、当時既に民間市場が確立されており、県が取り組む意義が乏しかった。このため、リユース品の申込み件数は、平成17年度302件、平成18年度114件にすぎなかった。また、県は取引成立件数も把握しておらず、事業効果の検証を行っているとは言えない。 事前に事業の意義・効果を十分に検討しないまま2千万円近い県費を支出し、さらに事業効果の検証を怠ったことは、適切性に欠けていた。</p>	<p>平成20年9月末の授業料の累積滞納額は、3,740,300円であるが、収入未済繰越額は、18年度末の229,500円から19年度末の2,683,800円へと、19年度に急増したものである。 こうした状況にもかかわらず、学校の対応は、当該月分の引落不納通知と前月分の督促状を送付することとどまり、滞納者の名寄せを行うこともせず、累積滞納の状況すら把握</p>
			<p>の利用を促進するための周知、普及に努めてきた結果、アクセス件数も増加傾向となっている。 「資源有効活用データベース事業」は、22年4月から、現在システム運用を任せているNPO法人に移管することとした。</p> <p>適切な債権管理を図るため、教育局財務課が定めた「授業料等の徴収及び債権管理事務の手引き」に基づき事務処理を行うこととした。 即時に滞納状況及び督促の記録が確認できるよう、未済者一覧・督促記録ファイルを整備した。その上で、事務室が中心となり、教職員と連携して督促を行い、平成20年度以降、平成21年9月末までに文書催告を460回、電話督促</p>	

## 2 監査の結果「注意」とした事項

			<p>握していなかった。 長期滞納者に対する債権管理を怠り、電話催告や家庭訪問による督促などを行わなかったことは著しく不適切である。</p>	<p>を657回、家庭訪問(保護者招集及び生徒呼び出しを含む。)を147回実施した。 その結果、平成20年度末の収入未済繰越額は、2,586,300円と前年度を下回り、さらに平成21年9月末までに514,400円が収納され、収入未済額は2,071,900円(平成19年度分888,300円、平成20年度分1,183,600円)となっている。</p>
対象機関	監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置	
環境部 事務所	平成21年3月6日 (第2061号)	<p>自動車公害監察事業では、粒子状物質に関するビデオ検査を実施した車両について、改善状況の確認が取れた車両を除き注意書を送付し、改善済み又は未改善の回答があったものについて一定の手順に従った措置を講じてきた。 しかし、注意書を送付しても反応がないものが、20年度分で171台、19年度分で508台、18年度分で392台あったにもかかわらず、これらに対しては何ら対応を講じてこなかった。 注意書を送付しても反応がない車両使用者については、速やかに改善状況の確認を行い、未改善の場合には改善に向けた指導を進める必要があった。</p>	<p>注意書を送付しても反応のない未確認事案(過年度分を含む)については、平成21年4月から計画的に文書による照会を行った。 その結果、約70%の車両について確認ができた。 なお反応の得られないものについては、順次電話による照会・確認を行っている。 21年3月に改訂した「ビデオ調査実施方法」に基づき、注意書を送付しても反応がない車両使用者については、速やかに改善状況の確認を行い、未改善の場合には改善に向けた指導を進めることとした。</p>	
保健医療部	県立大学	平成21年7月3日 (第2095号)	<p>県立大学敷地内の食堂や売店等については、例年、年度初めの4月1日に行政財産の使用許可をしている。 平成20年度は事務手続きが遅れ、5月になってから4月1日付けで5件の使用許可をした。 行政財産使用料の調定も4月1日に遡って行い、4月15日を納入期限とする納入通知書(5件計697,532円)を発行し、5月23日及び26日に相手方に渡し、5月末から6月初旬にかけて順次徴収した。 また、実際に納入通知書を発行した時点で、埼玉県財務規則が定める督促状発行期限(納期限の翌日から40日以内・5月25日)を超過することから、5月20日に督促状を作成し、相手方への通知をせず、債権管理簿に記載するにとどめていた。 納期限の過ぎた納入通知書を渡し、相手方に通知をしない督促状を作成したことは、不適切な事務処理であった。</p>	<p>再発防止のため、使用許可事務に関するチェック体制や担当間の連絡体制の強化を図るなどの見直しを行った。</p>

農林部	農業大学校	平成21年7月3日 (第2095号)	平成19年度に随意契約により施設野菜1号棟換気扇制御器修繕(99,225円)、施設野菜3号棟換気扇モーター修繕(63,000円)及び施設野菜温室戸車の修繕(98,910円)の工事を行った。 3件の修繕箇所はいずれも校内で、見積日が同一であり発注した業者も同一であった。総額で261,135円の契約にもかかわらず、2者以上から見積書を徴取し、一括して発注しなかったことは不適切であった。	職場会議で適正な財務事務の執行について、周知徹底を図るとともに、今まで担当グループごとに行っていた修繕工事の発注について、校内で発注情報の共有化を徹底することで、同一時期の類似修繕は学校全体で一括して発注するよう改めた。
農林部	東松山農林振興センター 本庄農林振興センター	平成21年7月3日 (第2095号)	埼玉県土地改良区等検査規程第14条第2項では、「検査の結果特に改善整備の必要があると認められる事項のある場合は、必要な指示をするとともに、期限を定めて当該事項についての措置につき報告を求め」ることになっている。 以下の農林振興センターでは、検査の結果、改善指示事項が認められたことから、期限を定めて措置の報告を行うよう土地改良区へ通知した。しかし、検査実施後の進行管理を怠り、報告を受けることが大幅に遅れていた。 1 東松山農林振興センター 報告期限 平成20年3月25日 報告書受理 20年12月16日 2 本庄農林振興センター 報告期限 20年3月21日 報告書受理 20年12月22日	職場会議等で職員に対し、埼玉県土地改良区等検査規程に基づく手続きについて再度周知・徹底を図るとともに、検査時において改良区等の関係者にも周知・徹底を図ることとした。 また、改良区ごとに検査管理表を作成し、担当部長が中心となって検査の進行管理を行うようにした。 なお、検査管理表は関係者が随時確認できるようにし、複数の職員が事務の進捗を把握できるようにした。
農林部	本庄農林振興センター	平成21年7月3日 (第2095号)	平成19年度に埼玉北部土地改良区連合と契約した神流川頭首工操作及び点検整備等業務委託契約(4,560千円)は、以下の点が不適正であった。 1 契約書の仕様の内容に委託業務の具体的な記述や数量がなく、一式となっていたものがあつた。また、事業完了報告書の支出内訳も同様に一式となっており、業務内容が不明確なものがあつた。 2 電気設備業務ほか3業務の再委託を承認しているが、再委託先を確認することなく承認していた。	平成21年度の契約書から一式という表現を改め、可能な限り具体的に表現することとし、業務内容の明確化に努めた。 また、業務の再委託については、再委託の内容が適切であるかを厳密に確認することとした。また、受託者に対し、再委託先が決定した際には早急に報告するよう再度指導・徹底を図った。
県土整備部	さいたま県土整備事務所	平成21年7月3日 (第2095号)	道路橋りょう使用料の徴収は、埼玉県道路占用規則第5条では前年度からの継続分については、当該年度分を5月末日までに徴収することになっている。 また、河川使用料の徴収にあたっては、土木部長通達で速やかに調定することになっている。 しかし、道路橋りょう使用料及び河川使用料について、	道路橋りょう使用料及び河川使用料の適正な徴収を図るため、県土整備部では平成21年3月23日付け部長通知により、債権管理の徹底を周知した。 また、4月17日の各事務所管理担当課長会議や4月23日の県土整備部課所長会議において重ねて周知した。 これを踏まえ、5月末日までに徴収できるようにスケジ

			平成19年度の156件のすべて、20年度の157件のすべてが、調定や納入通知書の発行が遅れたため、6月から11月に徴収されていた。	ユーラを調整し、事務処理期限の遵守を徹底した。さらに、担当部長及び課長が事務の進捗状況を随時チェックし、進捗管理を行うこととした。
教育局	久喜高校	平成21年7月3日 (第2095号)	平成20年度廃棄物収集運搬業務委託(契約金額357千円)に当たり、2者による見積合わせを行った。しかし、2者から提出された見積書は積算根拠が異なり、同じ条件による見積合わせが行われないうまま、業者を選定していた。	再発防止のため、契約事務の執行に当たっては、埼玉県財務規則等関係法令の厳正な解釈と運用に努めるとともに、決裁時のチェック体制を強化し、見積書の記載内容を十分確認することとした。
教育局	豊岡高校	平成21年7月3日 (第2095号)	平成19年度の県立学校監査において、後援会等の団体が生徒の利用に供するために設置している複写機の取扱いが、各学校で異なっていることが判明した。このため、教育局に対する現場指導により注意を喚起したところ、19年12月27日付け財務課長通知により、20年度から行政財産の使用許可により使用させることとした。後援会が生徒用に設置する複写機の取扱いについては、統一的に定められたにもかかわらず、本校においては行政財産の使用許可がなされていなかった。	平成21年度から行政財産の使用許可により使用させることとした。
教育局	川越養護学校	平成21年7月3日 (第2095号)	平成20年4月に開設した分校における陶芸実習用の備品を購入するため、20年1月に随意契約による「工作台ほか5品(契約額882,000円)」及び「電気陶芸釜ほか2品(契約額952,350円)」の見積合わせを行った。 2件の備品購入は、見積通知日、見積日及び納期が同一日であり、見積業者も5者のうち、1者を除き同一であった。 このような備品購入を一括して発注しなかったことは、不適切であった。	備品の購入に当たっては、同一品目の一括購入や競争性の確保などに努め、計画的・効率的な発注を行い、適正な予算執行を図ることとした。 また、再発を防止するため、職場研修を実施し、埼玉県財務規則の遵守と適正な財務事務の執行について、職員への周知・徹底を図った。 (平成21年4月1日組織改正 川越特別支援学校)
教育局	大宮北養護学校	平成21年7月3日 (第2095号)	大宮北養護学校において、平成19年度の備品の購入に当たり、次のような不適切な事務処理を行っていた。 1 19年6月13日にワイヤレスプリンタ(契約額99,960円)及びワイヤレスマイク(契約額26,250円)をそれぞれ別契約で購入した。1件の契約として発注し、2者以上から見積書を徴取すべきであった。 2 20年1月7日にワイド製版機(契約額64,050円)を発注した。Tシャツにプリント柄を印刷するには、製版機に合わせた印刷機が必要であるが、当初、既存の印刷機を活用できると見込んでいた。 その後、既存の印刷機が使用できないと判明し、追加して2月に多色印刷機を発注(契約額72,450円)した。	再発防止のため、備品の購入に当たっては、埼玉県財務規則等関係法令の厳正な解釈と運用に努めるとともに、事前に購入備品の調査を十分にを行い、計画的・効率的な物品の発注と適正な予算執行を図ることとした。 (平成21年4月1日組織改正 大宮北特別支援学校)

3 監査の結果に添えた意見

		<p>既存品が活用可能な十分な調査をして一括発注すべきであり、その場合は10万円以上となることから、2者以上から見積書を徴取すべきであった。</p>	
3 監査の結果に添えた意見			
対象機関	監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の意見	講じた措置
環境部	自然環境課 平成20年10月3日 (第2019号)	<p>平成19年度に県で実施した「アラライグマ生息状況等調査」によると、従来は比企地域を中心に捕獲されていたものが、さいたま市や蓮田市などの地域においても急増していることが判明した。</p> <p>これらの地域については、今後、繁殖による増加が懸念される。このため、現在実施している「防除実施計画」の重点対策地域を見直し、拡大する必要がある。</p> <p>また、19年度の「カミツキガメ生息状況等調査」によると、本県においても繁殖の可能性は十分考えられるとされている。</p> <p>本県でも、成熟個体が繁殖を繰り返し急増する前に、早急な対策を講じるべき時期であると考えられる。</p>	<p>計画期間が平成21年3月までであった当初の「埼玉県アラライグマ防除実施計画」を一部変更し、計画期間を23年3月まで延長したほか、農業被害、生活環境被害等が著しい地域においては、重点的な対策を講じるため、「重点対策地域」を13市町村から14市町村へと地域の変更を行った。</p> <p>なお、変更計画は平成21年3月19日付けで国の確認をうけ、4月1日付けで公示された。</p> <p>カミツキガメの年間捕獲数は平成18年度の20匹をピークにして、それ以降は年間十数匹で推移しており増加の徴候は見られないが、今後、繁殖が確認された場合は、被害状況に応じて速やかな対策を講じることとした。</p>
産業労働部	創業・ベンチャー支援センター 平成21年3月6日 (第2061号)	<p>センターでは、創業希望者等を対象としたセミナー実施業務について、平成19年度は34件、20年度は13件の提案競技を行い、契約金額31千円から381千円で委託した。</p> <p>企画提案を求める仕様書は、セミナーのテーマ、対象者、実施回数を示した程度の抽象的な内容となっている。</p> <p>また、県が求める仕様が不明確であることから、評価点も「優れている5点」、「やや優れている4点」、印象的なものにならないを得ない。</p> <p>今後は、価格競争による契約を行うべきセミナーと、提案競技を行うべきセミナーを整理した上で、提案競技を実施する場合は、具体的な仕様書の作成と客観的な評価を行うよう改善されたい。</p>	<p>提案競技方式で実施していたセミナーのうち、新規提案の余地が少なく判断されるものについては、実施内容を明示した仕様書を示し、平成21年度は2件、120千円について複数事業者による指名競争入札により実施した。</p> <p>提案を求めるセミナーについては、仕様書において、提案を求められる部分・評価項目・評価の視点等を明示し、応募者側からもさらにわかりやすい提案競技となるよう、企画内容、セミナー資料内容、講師職歴・実績等について具体的に提案させ評価を行ない、平成21年度は23件、53千円から210千円で実施した。</p>
農林部	東松山農林振興センター 平成21年7月3日 (第2095号)	<p>平成20年度に一般競争入札で執行した「20上福第503号排水路護岸工事」(契約額18,900千円、落札率95.9%)の入札参加業者数は3者であった。</p> <p>入札参加資格では、「特定建設業の許可を受けている者」としたが、当該工事の規模では「一般建設業の許可を受けている者」で可能であった。</p>	<p>発注業務の執行に当たっては、平成21年度から複数の職員(担当部長2名と担当課長の計3名)で参加資格等の確認を行うなど、チェック体制の強化を図り、適切な入札の執行に努めている。</p>

県土整備部	さいたま県土整備事務所	平成21年7月3日 (第2095号)	<p>多くの企業が入札参加できるよう、適切な入札参加資格を設定されたい。</p> <p>平成9年度に実施した新芝川の不法係留船舶等排除に係る行政代執行に要した費用は、原因者が負担することになっている。この行政代執行に要した費用7,330,922円のうち、6,882,922円が未納となっている。</p> <p>当事務所では、納入通知書や督促状を年に一度は送付し、一部の債務者への自宅訪問等を行っている。しかし、この債権は21年8月末から9月に時効を迎えるため、土地、建物等の財産調査を行い、強制執行などの検討をする必要がある。</p>	<p>自宅訪問等を実施。財産調査のうえ、差押えを平成21年7月に実施した。これにより時効は中断した。</p> <p>処理状況</p> <table border="1"> <tr> <td>収入済額</td> <td>4,345,037円</td> </tr> <tr> <td>不納欠損額</td> <td>1,392,974円</td> </tr> <tr> <td>未収金額</td> <td>1,144,911円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6,882,922円</td> </tr> </table> <p>今後未収金額の解消に向け適正な債権管理を行うこととした。</p>	収入済額	4,345,037円	不納欠損額	1,392,974円	未収金額	1,144,911円	計	6,882,922円
収入済額	4,345,037円											
不納欠損額	1,392,974円											
未収金額	1,144,911円											
計	6,882,922円											

発行日	毎週 火曜日・金曜日	購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)	発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇四八―八二四―二二―一(代表)	埼玉県報ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm	印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇四八―八六二―二九〇(代表)
-----	---------------	------	------------------------	-----	--	--	-----	---